

# 新お得な電気 料金定義書

株式会社東急パワーサプライ

2023年3月1日実施

## 目次

1.	適用.....	3
2.	本定義書の変更.....	3
3.	定義.....	3
4.	端数処理.....	3
5.	契約種別.....	3
6.	申込み.....	3
7.	電気料金.....	3
8.	契約種別の適用条件および電気料金.....	4
9.	契約種別または適用料金定義書の変更.....	6
10.	契約種別の終了.....	6
11.	燃料費等調整単価のお知らせ.....	6
別表 1	燃料費等調整.....	7

## 1. 適用

新お得な電気料金定義書（以下、「本定義書」といいます）は、当社の新お得な電気約款に基づき電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

## 2. 本定義書の変更

当社は、当社の電源調達の状態に適合させるためその他の理由によって、本定義書を変更することがあります。そのとき、その変更は新お得な電気約款の定めに基づいて行います。

## 3. 定義

本定義書において、新お得な電気約款に定義される言葉は同様の意味で使用します。

## 4. 端数処理

本定義書において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、新お得な電気約款に定めた方法のほか、次の通りとします。

- (1) 燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は四捨五入します。
- (2) 調整項 A および調整項 B の端数は処理いたしません。

## 5. 契約種別

本定義書による契約種別は、次の通りといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	新お得な電気 B
	新お得な電気 C

## 6. 申込み

本定義書による契約種別の適用をご希望されるお客さま（以下、「申込者」といいます）は、あらかじめ新お得な電気約款、本定義書、新お得な電気重要事項説明に同意のうえで、原則として希望する契約種別を選択して、所定の申込書、Web フォーム等によって申込みをしていただきます。契約種別を選択されなかったときは、申込者の電気需給設備の状況に応じて、適合するものを当社が決定いたします。

## 7. 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金、新お得な電気約款別表 1 による再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし、契約種別ごとに定めます。
- (2) 基本料金は、1月につき規定の料金といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
- (3) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することといたします。

- (4) 前項の電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費等調整）による燃料費等調整額を加減いたします。
- (5) 本定義書における契約種別の電気料金は、新お得な電気約款 18 に定める場合に該当するときは日割計算いたします。

## 8. 契約種別の適用条件および電気料金

契約種別ごとの適用条件等および電気料金は、次の通りといたします。

### (1) 新お得な電気 B

#### ① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力（当社の電気需給約款【低圧】により電気の供給をする場合の東急でんき料金定義書に定める契約種別をいい、以下同様といたします）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

#### ② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ③ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる恐れがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取付けないことがあります。

#### ④ 基本料金

契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

⑤ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 24 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 70 銭

(2) 新お得な電気 C

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします)が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

**【算定式】**

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭
-------------------	---------

⑤ 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28円24銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	31円88銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円70銭

9. 契約種別または適用料金定義書の変更

お客さまが、異なる契約種別または、当社の別の約款に定められる料金定義書の契約種別の適用を希望される場合には、契約種別を選択の上で、所定の様式によって申込みをしていただきます。

10. 契約種別の終了

- (1) 当社は、契約種別の一部または全部の提供を終了することがあります。その場合において、当社は、当社ホームページにおいて3か月以上前にお知らせいたします。
- (2) 当社は、適用されている契約種別が終了する場合、終了後に移行する料金定義書および契約種別(別の約款の場合を含みます)をお知らせいたします。

11. 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、毎月の燃料費等調整単価を当社ホームページおよび請求書等においてお知らせいたします。

## 別表1 燃料費等調整

### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0119$$

$$\beta = 0.3806$$

$$\gamma = 0.6543$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (2) 平均市場価格

平均市場価格は、JEPXが公表する東京エリアのスポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 全日（午前0時から翌日午前0時まで）のスポット市場価格の単純平均

E = 昼間（午前8時から午後4時まで）のスポット市場価格の単純平均

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均および昼間のスポット市場価格の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は次の算式によって算定された調整項Aと調整項Bの合計とします。なお、その単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{調整項 A} = (\text{平均燃料価格} - 19,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{基準単価 A}}{1,000}$$

$$\text{調整項 B} = (\text{平均市場価格} - 17 \text{ 円 } 44 \text{ 銭}) \times \text{基準単価 B}$$

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された調整項 A と、各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された調整項 B との合計によって算定された燃料費等調整単価は、その算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間



		期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に、(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

燃料費等調整単価の算定に使用する基準単価は次の通りといたします。

基準単価 A	0.167 円
基準単価 B	0.278 円